

開催年月日 平成29年11月9日（木）  
 質問者 日本共産党 佐野 弘 美 委員  
 答弁者 道立病院部長 田中 宏 美之  
 道立病院局次長 立花 理 彦  
 病院経営課長 佐藤 充 孝  
 経営改革課長 野崎 耕 二

質問内容	答弁内容
<p>一 病院事業会計について</p> <p>(一) メディカルソーシャルワーカーの配置について</p> <p>1 道立病院における相談支援職員の配置状況について</p> <p>道立病院における相談支援職員の配置状況はどのようになっているのか。そのうち、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格の有資格者数も併せてお答えください。</p> <p>2 相談支援専門職員の配置について</p> <p>看護師確保が課題となっているのに、23名のうち看護職が12名というのは疑問です。他職種による相談支援は必要なことですが、相談支援業務の中心には、社会福祉士や精神保健福祉士等の相談支援の国家資格を有する職員を配置するのが本来あるべき姿ではないのでしょうか。</p> <p>今後、専門職員であるメディカルソーシャルワーカーの配置に向けてどのように取り組むのか伺います。</p> <p>今、患者さんやご家族のニーズが多様化しており、多岐にわたって支援する力が求められると思います。全ての病院に専門職員を配置するべきと強く指摘をしまして、次に医師、看護師の人材確保対策について伺います。</p> <p>(二) 医師・看護師の人材確保対策について</p> <p>1 医師、看護師の充足状況について</p> <p>地域医療を守るために、医師・看護師等の人材確保、処遇改善は欠かせませんが、昨年までの状況を見ても改善されていません。</p> <p>まず、平成28年度末における医師、看護師の充足状況について伺います。</p> <p>2 病床の稼働状況について</p> <p>医師2割、看護師1割の欠員は非常に深刻です。医師、看護師の不足が影響して、休止している病床はいくつかお答えください。</p>	<p>【病院経営課長】</p> <p>相談支援に係る職員の配置状況についてでございますが、入退院の調整や支援、医療・福祉に関する相談業務を担当する職員は、本年4月1日現在で、6病院に23名を配置しており、このうち国家資格の保有者につきましては、社会福祉士が4名、精神保健福祉士が3名、保健師が5名、看護師が7名となっております。</p> <p>【病院経営課長】</p> <p>相談支援に係る職員の配置についてでございますが、各道立病院では、福祉や医療に関することなど、患者さんやご家族からの様々な相談に適切に対応することが必要であり、主に生活面の支援に係る相談業務を専門とする社会福祉士や精神保健福祉士と、入退院の支援などを専門とする看護師等の両者を配置することが望ましいものと考えております。</p> <p>このため、現在、社会福祉士や精神保健福祉士が配置されていない病院につきましては、資格を有する職員の配置に努めますとともに、相談業務を担当する職員を関係団体が実施する研修に参加させるなど、人材育成を図ることによりまして、様々な事情を抱えている患者さんやご家族のニーズに丁寧に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【病院経営課長】</p> <p>医師、看護師の充足状況についてでございますが、平成29年3月末日現在で、医師については、定数97名に対し配置数は78名で、欠員が19名、充足率では80.4パーセントとなっております。看護師につきましては、定数557名に対し配置数は500名で、欠員は57名、充足率では89.8パーセントとなっております。</p> <p>【経営改革課長】</p> <p>休止している病床の状況についてでございますが、平成29年3月末日現在、道立病院において病床を休止しているところは、4病院で158床となっており、その内訳といたしましては、江差病院が46床、羽幌病院が75床、緑ヶ丘病院が31床、子ども総合医療・療育センターが6床となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>3 看護師の夜勤回数について</b>  休止病床の全てが医師、看護師不足によるとは言いきれないかもしれませんが、慢性的な人材不足が地域医療に悪影響を及ぼしていることは確かだと思います。  看護師の確保が難しい理由として、夜勤の負担が大きいことが影響していることも考えられます。一月当たりの平均夜勤回数は8.4回、昨年と同じですが、今年は産休育休の看護師が多いとのことで夜勤に制限のない看護師への負担増が危惧されます。</p> <p>そこで伺いますが、夜勤に入る看護師数の変化と夜勤の最多回数、更に、月に10回以上夜勤を行っている看護師の延べ人数について、昨年との比較も併せて明らかにしてください。また、夜勤回数が増える主な要因についても併せて伺います。</p> <p><b>4 夜勤回数が多い看護師の負担軽減について</b>  夜勤に入れる人数は増えているのに、平均回数も同じ、夜勤10回の看護師が延べ107人も増えているのには驚きました。  今後、産休育休の看護師が復帰すれば、一人当たりの平均回数は減りますが、一人当たりの平均回数が減少しても、一部の看護師に夜勤が集中するため、夜勤負担は更に増えることが考えられますが、どのように見通しているのでしょうか。また、一部の看護師に夜勤が集中しないように、どのように取り組む考えか伺います。</p> <p><b>5 夜勤の3つのリスクについて</b>  夜勤が月10回を超えるような働き方は、負担が大きく、長く働き続けられる環境とは言えません。看護協会の夜勤に関するガイドラインにも明言されているように、夜勤には健康リスクのほかに、安全、生活という3つのリスクがありますが、これらの影響についてどう考え、取り組んできたのか伺います。また、今後、看護師確保と夜勤負担の軽減に向けて、どう取り組むのか、お答えください。</p> <p>夜勤を行う看護師は、がんをはじめ、循環器、脳血管疾患になりやすいなどの健康リスク、医療事故、通勤時の交通事故などの安全リスク、家族や友人との時間、趣味の時間がとれない生活リスクの3つのリスクを引き受けながら働いています。  とりわけ子育て中であれば、核家族が多く、ほかに頼る人がいない中で、例えばパートナーが休みの週末ごとに夜勤に入るなど、家族とすれ違い、一緒に休みを過ごせないなど、家族への負担も数字には出ませんが、少なからずあります。  新しい制度も始めるとのことですが、そういったリスクを背負って働いているんだということと強く受け止めて、対策に取り組んでいただきたいと強く求めます。</p>	<p><b>【病院経営課長】</b>  看護師の夜勤回数についてでございますが、平成27年度中に夜勤を行った看護師は343名、28年度は347名で、4名の増となっております。  また、一人の看護師が、1か月間に行った夜勤の回数が最も多かったのは、平成27年度と28年度ともに16回で、月に10回以上夜勤を行った看護師の延べ人数は、平成27年度が1,132名、28年度が1,239名で、107名の増となっております。</p> <p>なお、一人当たりの夜勤回数が増える要因につきましては、産前産後休暇や育児休業、病気休暇の取得者が生じた場合、あるいは新人看護師が夜勤体制に入るまでの期間、夜勤を行える看護師が少なくなることなどが挙げられるものと考えております。</p> <p><b>【病院経営課長】</b>  看護師の負担軽減についてでございますが、夜勤のある部署で子育てなどにより、夜勤回数を制限される看護師が増えた場合は、そのほかの看護師に負担が偏ることとなるため、こうした看護師につきましては、可能な限り、外来や透析室など夜勤のない部署に配置するとともに、1か月間に10回以上夜勤を行った看護師につきましては、翌月の回数を減らすといった調整を行うなど、引き続き、夜勤に伴う負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p><b>【道立病院局立花次長】</b>  夜勤負担軽減の取組についてでございますが、日本看護協会が2013年に策定をした「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では、夜勤や交代制勤務による睡眠パターンの変調が、健康、安全、生活に影響を及ぼすとしており、道立病院においても、本ガイドラインを参考とし、11時間以上勤務間隔をあけること、3交代制勤務による夜勤は月8回以内とすることなどの基準を遵守できるよう取り組んでいるところでございます。  また、夜勤に伴う負担を軽減するためには、看護師の欠員解消が極めて重要であることから、インターネットや各種の情報誌のほか、民間の人材紹介会社を活用して広く公募するとともに、育児休業任期付職員制度により代替の看護師を確保するなど、今後とも、看護師の夜勤負担の軽減に取り組んでまいり考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>6 医師、看護師の確保に向けた取組について</b></p> <p>夜勤負担の一番の原因は、欠員であって、少なくとも定員を満たさなければ、いくら負担軽減を図ったとしても根本的な解決にはなりません。</p> <p>従来の施策では何ら解決しておらず、新たな方策を検討しなければならないと考えますが、医師、看護師の確保に向けて、今後、どのように取り組むお考えか、決意も含めてお答えください。</p> <p>採用増に力を入れることはもとよりですが、長く働き続けられる処遇改善、確保が求められます。道民が必要とする地域医療を守るために一般会計の繰入れも適切に行いながら努力されるよう求めまして、質問を終わります。</p>	<p><b>【道立病院部長】</b></p> <p>医師、看護師の確保についてでございますが、道立病院局では、これまで、道内外の医育大学や養成校を訪問し、積極的に働きかけを行うとともに、各種広報媒体を活用して広く公募を行うほか、平成28年度から、看護師の採用に関する年齢要件を58歳まで引き上げるなど、採用機会の拡大を図ってきたところでございます。</p> <p>また、こうした取組に加え、医師につきましては、本年4月から、局独自の取組として、専門医の資格取得を目指す専攻医の指導に当たる医師を確保するため、「指導医手当」を導入いたしますとともに、来年度からの新専門医制度のスタートを機に、子ども総合医療・療育センターの小児科専門研修プログラムに加え、羽幌病院におきまして、総合診療科専門研修プログラムを策定をし、本年10月から、基幹施設として専攻医の募集を開始したところでございます。</p> <p>さらに、看護師につきましては、本年4月から、採用試験の応募があった都度、希望する場所で試験を実施するなど、柔軟な対応を始めたところでございます。</p> <p>道立病院局といたしましては、今後とも、これまでの取組に加えまして、こうした地方公営企業法の全部適用のメリットを活かした新たな取組を推進をし、医療従事者の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。</p>

